

# ◆延滞金・加算金

## 延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる額が延滞金として本税に加算されて徴収されます。

### ■納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

(注)年7.3%と、延滞金特例基準割合(財務大臣が告示する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合)に年1%を加算した割合を比較して、いずれか低い方の割合が適用されます。これにより、令和8年の割合は年2.8%となります。

### ■納期限の翌日から1か月を経過した日から納付の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

(注)年14.6%と、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合を比較して、いずれか低い方の割合が適用されます。これにより、令和8年の割合は年9.1%となります。

- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその税額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその延滞金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。

## 加算金

### 過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、または増額の更正を受けた場合にかかります。

納める額…増差税額×10%

(増差税額が、期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える分の全額の5%が加算されます。)

### 不申告加算金

申告書を期限後に提出した場合または申告しなかった場合にかかります。

納める額…納める税額×15% (5%)

(注) 5%…申告書を期限後に提出した場合等  
15%…申告しなかった場合等

納付(入)すべき税額のうち50万円を超え300万円までの部分には20%、300万円を超える部分には30%の割合により不申告加算金がかかります。

(注)5年以内に不申告等を繰り返した場合や、連続した3年について不申告である場合には、さらに10%加算されます。

### 重加算金

二重帳簿などによって故意に税をまぬがれようとした場合にかかります。

納める額…期限内に申告書を提出している場合

増差税額×35%

期限後に申告書を提出している場合

または申告していない場合

納める税額×40%

(注)5年以内に仮装・隠蔽を繰り返した場合や、連続した3年について不申告である場合には、さらに10%加算されます。

(計算例) 税額…39,500円      納期限…令和8年6月30日  
納期限の翌日から1か月を経過する日…令和8年7月31日  
納付日…令和8年11月10日

年2.8%(延滞金特例基準割合+1%)の日数 …… 31日(令和8年7月1日～令和8年7月31日)  
年9.1%(延滞金特例基準割合+7.3%)の日数 …… 102日(令和8年8月1日～令和8年11月10日)

39,000円(1,000円未満切捨て) × 2.8% × 31日/365日 ÷ 92円(1円未満切捨て)

39,000円(1,000円未満切捨て) × 9.1% × 102日/365日 ÷ 991円(同上)

92円+991円=1,083円……延滞金1,000円(100円未満切捨て)

## ◆文書預り箱◆

各地域振興局庁舎の玄関に「文書預り箱」を設置しています。

夜間・休日に申告書を提出する必要がある場合には、この箱に投函してください。

# ◆ 県税の救済制度

納税者の事情により納税の猶予や税の減免が認められる場合があります。いずれも納税者からの申請が必要となります。

## 納税の猶予・減免

### 納税の猶予

次の場合には、それぞれの期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- 納税者本人の財産が災害や盗難にあったとき  
(1年(最長2年)以内)
- 納税者本人や家族が病氣にかかったり、負傷したとき  
(1年(最長2年)以内)
- 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業したとき  
(1年(最長2年)以内)
- 法定納期限後1年を過ぎてから課税されたとき  
(1年(最長2年)以内)
- 軽油引取税において、軽油の代金を納期限までに受け取ることができないとき(2か月以内)
- 産業廃棄物税において、産業廃棄物の埋立処分料金及び産業廃棄物税を納期限まで受け取ることができないとき(2か月以内)
- 法人事業税の外形標準課税部分において、一定の要件を満たす赤字法人等であるとき  
(3年(最長6年)以内)

### 県税の減免

次の県税については、それぞれの理由(主なもの)に該当する場合には、減額または免除されることがあります。

## 更正の請求・審査請求・取消訴訟

### 更正の請求

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り減額の更正の請求をすることができます。

### 審査請求

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、原則として、処分のあったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求をする場合は、なるべく総合県税事務所長を経由してください。

### 取消訴訟

取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないなどの場合には、裁決を経ないでも提起することができます。

|             |                                                                                                                                  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個 人 の 県 民 税 | ・ 個人の市町村民税が減免された場合                                                                                                               |
| 法 人 の 県 民 税 | ・ 収益事業を行わない一定の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人や認可地縁団体である場合                                                                                    |
| 個 人 の 事 業 税 | ・ 生活保護を受けている場合<br>・ 災害により事業用資産に被害を受け、かつ一定の事業所得以下の場合                                                                              |
| 不 動 産 取 得 税 | ・ 災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合<br>・ 取得した不動産がその取得の日から1年以内に災害による被害を受けた場合<br>・ 公共事業等のために買収・移転補償された不動産の代替不動産を一定期間内に取得した場合 |
| 自 動 車 税     | ・ 一定の級以上の身体障害者又は精神・知的障害者のために利用される場合<br>・ 災害により自動車に被害を受けた場合                                                                       |

# ◆県税の納付方法

○次のコンビニエンスストアや金融機関での納付のほか、地方税統一 QR コード (eL-QR) を利用したキャッシュレス納付も可能です。

## 【納付方法】

|           |                                             |                                                                                                                                                                              |                                                                  |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| キャッシュレス納付 | スマートフォン決済                                   | 次の URL に記載のあるスマートフォン決済アプリ<br>https://www.payment.eltax.lta.go.jp/                                                                                                            | 詳しくは P31 をご覧ください                                                 |
|           | インターネットバンキング                                | 地方税お支払サイト<br>(令和 8 年 9 月「eL お支払サイト」に名称変更予定)                                                                                                                                  |                                                                  |
|           | クレジットカード                                    |                                                                                                                                                                              |                                                                  |
|           | ダイレクト納付                                     |                                                                                                                                                                              |                                                                  |
| 窓口(現金)納付  | 指定金融機関                                      | 秋田銀行本店・支店                                                                                                                                                                    |                                                                  |
|           | 収納代理金融機関                                    | 銀行                                                                                                                                                                           | 北都銀行本店・支店、みずほ銀行本店・支店、<br>次の銀行の県内各支店：東北・北日本・青森みちのく・七十七・山形・きらやか・岩手 |
|           |                                             | 信用金庫                                                                                                                                                                         | 秋田・羽後                                                            |
|           |                                             | その他                                                                                                                                                                          | 秋田県信用組合・東北労働金庫(県内各支店)<br>各農業協同組合(本店・支店・支所・出張所)                   |
|           |                                             | 郵便局                                                                                                                                                                          | 東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局                                                |
|           | コンビニエンスストア等                                 | ポプラグループ ミニストップ セブン-イレブン ヤマザキデイリーストアー<br>デイリーヤマザキ ローソン ファミリーマート MMK 設置店<br>※コンビニエンスストア等の店頭では、原則として「スマートフォン決済アプリ」を利用したお支払いは<br>できません。また、納付者控及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。 |                                                                  |
|           | 全国の地方税統一 QR コード<br>対応金融機関                   | 次の URL に記載のある金融機関<br>https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/<br>※令和 8 年 9 月下旬からは、次の URL に変更予定<br>https://www.lta.go.jp/eltax/kyotsunozei/kinyukikan/          |                                                                  |
| 県の事務所     | 各地域振興局内(総合県税事務所又は支所)<br>※北秋田支所については大館地区総合庁舎 |                                                                                                                                                                              |                                                                  |

※収納票のコピー、及びバーコードの写真やスクリーンショットでのお支払いはできません。



## 総合県税事務所

〒010-0951  
秋田市山王四丁目1番2号  
(秋田地方総合庁舎1階)  
電話 (018)  
収納管理課 860-3331 (納税証明・還付)  
納税課 860-3332 (納税相談)  
広域滞納整理課 860-3336 (〃)  
課税第1課 860-3338 (法人二税・個人事業税等)  
課税第2課 860-3341 (軽油引取税等)  
課税第3課 860-3337 (不動産取得税等)  
課税第4課 860-3339 (自動車税等)



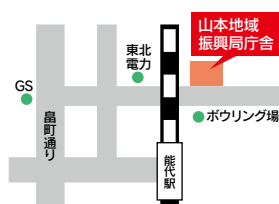
## 総合県税事務所 鹿角支所

〒018-5201  
鹿角市花輪字六月田1番地  
(鹿角地域振興局庁舎1階)  
電話 (0186) 23-2328



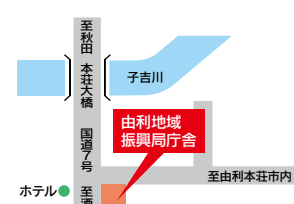
## 総合県税事務所 北秋田支所

〒017-0872  
大館市片山町三丁目14番5号  
(大館地区総合庁舎)  
電話 (0186) 49-2211



## 総合県税事務所 山本支所

〒016-0815  
能代市御指南町1番10号  
(山本地域振興局庁舎1階)  
電話 (0185) 52-6201



## 総合県税事務所 由利支所

〒015-8515  
由利本荘市水林366番地  
(由利地域振興局庁舎1階)  
電話 (0184) 23-4105



## 総合県税事務所 仙北支所

〒014-0062  
大仙市大曲上栄町13番62号  
(仙北地域振興局庁舎1階)  
電話 (0187) 63-5222



## 総合県税事務所 平鹿支所

〒013-8502  
横手市旭川一丁目3番41号  
(平鹿地域振興局庁舎1階)  
電話 (0182) 32-0595



## 総合県税事務所 雄勝支所

〒012-0857  
湯沢市千石町二丁目1番10号  
(雄勝地域振興局庁舎1階)  
電話 (0183) 73-3181

## ◆ 地方税統一QRコード(eL-QR)による納付

令和7年1月6日から、県税のすべての税目で、地方税統一 QR コード (eL-QR) を利用した納付が可能となりました。eL-QR 付き納税通知書又は納付書では、次の方法による納付が可能です。

(注1) ただし、納付書に「eL マーク」が印字されているものに限りです。

(注2) バーコードが印字されているものはコンビニエンスストアでの現金納付も可能です。

### 全国の eL-QR 対応金融機関等窓口

eL-QR に対応する全国の金融機関等の窓口で現金により納税してください。対応する金融機関等は、地方税共同機構ウェブサイトでご確認ください。

【地方税共同機構ウェブサイト】



### スマートフォン決済アプリ

PayPay、楽天ペイ、auPAY、d 払いなど

【スマホ決済アプリ一覧】



### 地方税お支払サイト

※地方税お支払サイトは、令和8年9月に「eL お支払サイト」に名称変更予定です。

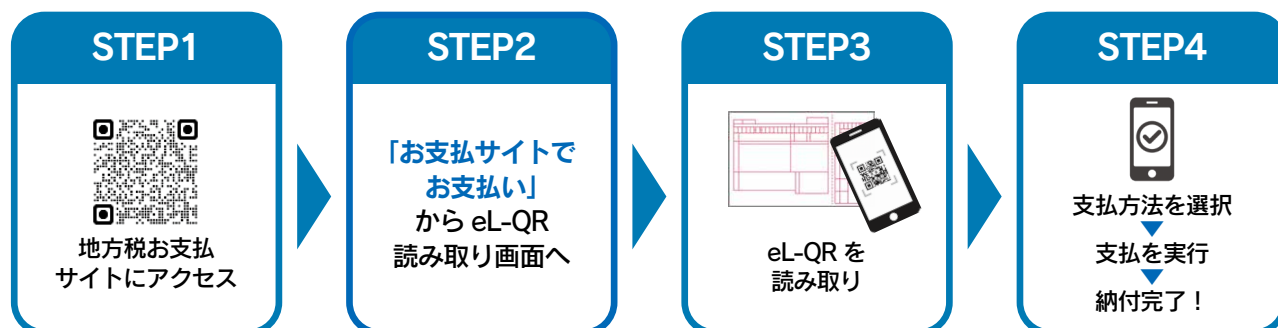
インターネットバンキング、クレジットカードなど

(注1) ご利用にはメールアドレスが必要です。

(注2) インターネットバンキングの場合、事前にご利用金融機関への利用申込が必要です。

(注3) クレジットカードの場合、納付額に応じてシステム利用料が発生します。

利用料はお支払画面でご確認ください。



### スマートフォン決済アプリ及び地方税お支払サイトご利用の注意事項

- ・お支払手続きが完了すると、支払を取り消すことはできません。
- ・領収証書及び納税証明書は発行されません。必要な方は、総合県税事務所・各支所、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。

# ◆口座振替制度

電話料金や電気料金などの支払いと同じように、みなさんが指定された金融機関の口座から自動的に納税できる、口座振替の申し込みも受け付けています。

## 口座振替できる税目

- 自動車税
- 個人事業税（1期・2期分）



## 口座振替の利点

- 納付のための時間と手数料が省けます。
- 納期を気にしなくても取引金融機関が確実に納付の手続きをしてくれます。
- 現金を持ち歩かずに納付できますので安全です。

## 申込方法

### ①インターネットからの申込み

#### 利用可能な金融機関

秋田銀行、北都銀行ほか、県内に本店・支店のある地方銀行

#### 申込方法

右のウェブページから手続きをすることができます。

【自動車税】



【個人事業税】



### ②はがき（口座振替依頼書）の提出

#### 利用可能な金融機関

秋田県内の銀行（ただし、秋田、北都、みずほの各銀行については、県外の本支店もご利用できます。）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協など（ゆうちょ銀行は、ご利用できません。）

#### 申込方法

申込はがき（口座振替依頼書）に必要事項を記入し、預金口座を開設したときに届出している印鑑を押印して、ポストに投函するか、金融機関又は総合県税事務所（納税部・各支所）に提出してください。

## 申込期限

|       | 申込期限 | 口座振替の開始時期 |
|-------|------|-----------|
| 自動車税  | 3月末日 | 翌年度分から    |
| 個人事業税 | 6月末日 | 1期分から     |
|       | 9月末日 | 2期分から     |

～安全安心、口座振替はあなたの手間を省きます～